

うぐいすの森自治会
会 員 各 位

うぐいすの森自治会
会 長 山 口 嘉 久

第十六回 通常総会開催のご案内

拝啓 立夏の候、会員の皆様にはますますご清祥のことと心よりお慶び申し上げます。
平素は、自治会の活動に対しご支援ご協力を賜り心より感謝申し上げます。

此の度「第十六回通常総会」を下記により開催することになりましたので、ご案内申し上げます。
ご多忙のことは存じますが、是非ご出席下さいませようお願い申し上げます。

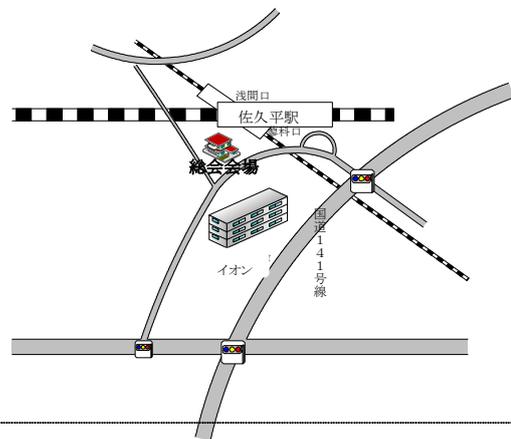
尚、総会終了後に、ささやかながら懇親会を予定しておりますので、併せてご参加下さいませようお願い致します。

敬具

記

1 日 時 : 平成26年6月21日(土) 13時30分開会 (受付開始13時)
(所要時間は概ね2時間程度を予定しております)

2 場 所 : 佐久勤労者福祉センター3階
JR佐久平駅下車 夢科口徒歩3分
(ヨッピーナガセンター イオン 裏)
TEL 0267-67-7451



お 願 い

- 開催準備の都合上、別紙「出欠票」を5月31日(必着)までにご返送下さい。
- ご出席頂けない場合は、同じく「委任状」に、必ずご記入下さい。
<懇親会の出欠も併せてご記入下さい。>

3 議題等 : 第一号議案 平成25年度事業報告及び収支決算、監査報告
第二号議案 平成26年度事業計画案及び収支予算案
第三号議案 諸設備補修準備金の運用について
第四号議案 水道料金改定について

※ 当日総会欠席の方で提出議案にご意見をお持ちの方は、会則第30条により総会議長宛に別途書面にて意見を提出することができます。

※ 当日は同封の関連資料をご持参下さい。

4 懇親会 : 総会終了後「うぐいすの森自治会館」にて
会費 お一人様 1000円

以上

平成25年度事業報告

I ライフラインとインフラの整備

1 水道給水設備の維持管理、漏水対策

この処、漏水箇所は益々増加の傾向を示し、水道施設も末期状態にきています。

現状の処置としまして、もぐらたたき的に処理するしかない状態です。今期の水道に関する工事は以下の通りです。

- ・漏水箇所・・・1箇所
- ・老朽化による設備付け替え 止水栓、止水弁・・・6箇所
- ・ポンプ室改修工事
- ・第二配水池屋根補修工事
- ・21号線テニスコート横道路改修工事と共に水道管付け替え工事（準備金にて）

今後も突発的な漏水事故の多発が予想されます。皆様への止水や工事の連絡は致しますが、緊急事態対応として、水の汲み置き等をお願い致します。

2 道路等整備・補修

(1) 年間予算にて対処したものととして

- | | |
|---------------------------|----------------------|
| 5月……ゴミステーション前横断グレーチング改修工事 | 6月……28号線横断グレーチング改修工事 |
| 9月……0号線・27号線交差点集中柵改修工事 | 9月……27号線道路崩落後の土留工事 |
| 10月……M665前幹線道路改修工事 | |

(2) 準備金で対処したものととして、

- | | |
|---------------------|-------------------------------------|
| 10月……別荘入口付近幹線道路改修工事 | 11月……21号線テニスコート前横道路改修工事と共に水道管付け替え工事 |
|---------------------|-------------------------------------|

準備金を含めて限りある予算を効果的に運用するために、危険度合・緊急度合を考慮し、改修箇所を厳選、工事の効率化を図り計画的に補修・改修工事を進めております。

又、平井区長を通し佐久市に要請中のロータリー横から別荘地農園横を通っている市道についても、市の費用によって12月に平井地区の御天馬と別荘のボランティア及び小林組のご協力で施工され、今期は取り敢えず3分の1を完成できました。

ご協力頂き有り難うございました。残りの3分の2については引き続き要請してまいります。

4 ゴミ対策

(1) 今期も引き続き、「家電ゴミ」「大型生活用品ゴミ」の持込が、未だ多くあります。

(2) また、「埋め立てゴミ」の分別が不十分なものが多くあります。

不十分な分別による余分な処理費用は、自治会財政を圧迫します。分別により一層のご協力をお願いします。

II 環境整備の推進

1 除草・落葉清掃作業

(1) 7月17日までの4日間、全線道路沿いの除草作業を小林組に依頼して行いました。

その他の地域（山吹湖周辺・テニスコート周囲・警察官立寄所周辺・別荘地入口付近等）は、管理会社が実施しました。

(2) U字溝・道路に散乱した落葉の清掃作業を、4月（4月18日に完了）と12月（12月7日に完了）の二回、小林組に依頼して行いました。また管理会社にて、管理事務所・貯水槽周辺の落葉清掃を3回実施しました。

2 道路沿の樹木の整備及び私有地内危険樹木の所有者に対する整備奨励

昨年4月の雪害による倒木被害からの教訓から、自治会としてオーナーの皆様倒木による人的・物的被害を未然に防ぐため、特に隣接地の家屋に被害を及ぼしそうな木を早急に伐採処理して頂くようアップールしてきたこともあり、目に見えて伐採して頂いている方々が増えてまいりました。まだ多くの箇所で処理をお願いするところがあります。時間が経過すると益々伐採の費用が嵩みます、他人に被害を与える前に早急に処理をお願い致します。

この春先に、丸大商事付近から管理事務所付近までの道路に覆い被さるような樹木の札払いを実施いたします。通行人や車両に枯れ枝の落下による事故と明るい道路にすることを目的に、年度毎に伐採工区を決めて実施する予定です。道路を利用する皆様の障害にならないよう十分に気をつけて作業しますのでよろしくご協力をお願いします。

3 除雪作業

本年2月13日未明から降り始めた雪は関東甲信では記録史上最高の降雪量となり、佐久市では70cm、当別荘地では場所により90cm以上の積雪となりました。すべての交通網は麻痺し多くの集落においては孤立する事態となりました。

このような状況を誰が予想できたでしょうか。

当自治会としても除雪機材をリースし積雪に対応しておりましたが、この度は管理会社の社員が管理事務所にすら辿り着けない状況でした。別荘のオーナーや平井地区の方々のご協力のもと平井地区から管理事務所までをお互いにラッセルし除雪機に辿り着いたものの、あまりの積雪で機材が使えず、急遽管理会社である小林組の作業で使用中の重機を当別荘に回してもらいなどし、多い時には4台もの除雪車がフル稼働し、国道や街中が除雪もままならず混乱している中、別荘地内の道路はなんとか孤立を回避することが出来ました。

別荘地区内の状況に気を使って戴いた平井区長をはじめ管理会社の皆様に感謝いたします。

今回の積雪に迅速に対処できた事に、他方から賞賛の声も聞かれるほどでした。

今回の積雪で、別荘地に定住されている方々は肝に銘じて戴きたいと思います。昨年も事業報告書でお知らせしましたが、今後このような事態は必ず発生します。それに対する「備え」を確実にしてください。

自治会として今回の様な状況時には、問い合わせ時に極力処理予定状況をお知らせするように努力しますが、下記の件につきまして再度ご協力を強くお願い致します。

(1) 路上駐車禁止

除雪車の作業の妨げとなり、作業遅延や駐車車両を破損する恐れがある為。何よりも作業の安全性の為。

(2) 個人的な処理依頼の禁止

除雪車により道路両側に寄せた雪の処理に対する注文は、作業の遅延となります。

⇒自宅の入り口を塞がれる・駐車場から道路に出られない等の意見がありました。

これら道路への接続部分の除雪は個人の責任で行うものです。

(3) 個人的な理由で早期に除雪を依頼の禁止

家族の通勤・通学等のために優先的に除雪の注文は出来かねます。

⇒一刻でも早く除雪し道路を開通させるために経験豊かな作業員が効率的に除雪に懸命です。

身体に具合の悪い方のために救急車両が一刻も早く到着できるよう除雪を実施しています。

(4) 除雪作業に対する注文の禁止

- ・除雪幅をもっと広く
- ・避難場所をもっと多く
- ・道路面が見えるまでもっと丁寧に

まず、緊急車両が通行できるようにと除雪を行います。利便性に関しては全線が開通してからの作業となります。

(5) その他

積雪時巡回し屋根からの落雪による危険箇所が見受けられます。今回の積雪時にも危うく通行中の車や歩行者に落雪が当たる寸前でした。

今一度皆様の家の屋根を点検してください。屋根に雪止めが施されていますか。特に屋根が道路の近くにある家の方々は事故が起こる前に点検し不備な箇所は早急に改善して下さい。

以上の事柄、特に1～3に関してはそれぞれの依頼等に（電話乃至は現場で）対処していることで、除雪作業が大幅に遅延する原因に繋がります。

今回の大雪は「想定外」と簡単に片づけることは、大変危険なことと思います。

長野県・関東地方・日本・地球規模で異常気象状態が近時頻発しております。必ずこうした事態が発生するものと受け止めて戴いて、緊急時の対応として「水」・「食料」・「燃料」等の備蓄を必ず行ってください。

最後に、今回の降雪・除雪に関して様々な連絡や電話を頂きましたが、中には不穏当で常軌を逸しているとも思われる内容もあり、その対処に苦慮する場面が多々ありました。今回の除雪問題に限らず、今後はそうした対処の場面にあっては録音などにより対応の内容を保全することとし、内容によっては司直の手に委ねるなどのことも検討していかねばと考えています。

4 排水柵・排水管の改修整備

(1) U字溝・排水柵は、管理会社にて定期点検を行い、入梅前・台風時期前に一斉清掃を行いました。

(2) お預かりした準備金の一部を使い、別荘地区を5工区に分けてU字溝・排水柵の改修工事を行います。

今期は、第一期工事を実施しました。

来期は第二期工事を予定しています。

Ⅲ 財政の健全化

1 財政基盤の実態

本年度期首の会員数は946名でした。

	総数	完納	1年分 未納	2年分 未納	3年分 未納	4年分 未納	5年分 未納	6年分 未納	7年分以 上未納
25.4.1 現在	946	651	295	45	15	3	1	0	0
25.4.1 現在土地	590	327	209	37	13	3	1	0	0
〃 家屋	356	266	86	8	2	0	0	0	0
期中増加 土地	3	0	1	0	2	0	0	0	0
〃 家屋	1	1	0	0	0	0	0	0	0
期中減少 土地	14	1	3	0	9	1	0	0	0
〃 家屋	4	0	1	1	2	0	0	0	0
26.3.31 現在	932	812	88	30	2	0	0	0	0
23.3.31 現在土地	579	473	78	26	2	0	0	0	0
〃 家屋	353	339	10	4	0	0	0	0	0

今期中に新たに管理費等の納入が開始された人は、4名。

今期中に「3年間を超えて納入なし」に該当した人13名、隣接土地購入3名、脱会届提出2名(土地1名・家屋1名)、計18名減。よって、今期末の会員数は、14名減少して、932名。

今後ともこうした滞納者＝見直し脱会者が増加することになると考えています。

2 管理費納入の安定化

(1) 長期滞納者が増加し、「潜在的な将来の見直し脱会者」が増えております。今期末管理費を2～3年分滞納者は、来期は前項「脱会者」の予備軍です。再度、顧問・川崎弁護士にお願いして、弁護士名による「督促状」を作成していただき請求書とともに督促していかねばならないと考えます。

(2) 過去の未納管理費等の回収に関しては、約73万円と予算額を上回りました。

3 水道利用料金体系の見直し

水道利用料金の収支は大幅な赤字がここ数年続いております。利用料金の見直しをしなければならない状況です。

『受益者負担の原則』を支柱として、「基本料金」「従量料金」の見直しを検討し、水道利用料金会計の独立を志向し、料金改定案を作成提案することにしました。

Ⅳ 諸設備補修準備金

(1)『平成24年6月16日の通常総会にて、うぐいすの森の主要施設・設備の機能を高める』準備金として

特別会費(年額)	土地所有者 1万円 家屋所有者 2万円
期間	平成30年度まで6年間
処理	特別会計
使途内容	金額・内容等を明示し、総会の承認をえる。

を条件として了承を頂きました。

(2)25年度及び26年度分の準備金の納入状況は次のとおりです。

前期末残				今期納入				今期末迄累計	
25 年 度 分	土地所有者	326	3,260,000	25 年 度 分	土地所有者	138	1,380,000	464	4,640,000
	家屋所有者	259	5,180,000		家屋所有者	83	1,660,000	342	6,840,000
	分納者	0	0		分納者	8	40,000	8	40,000
	利息		0		利息		535		535
	小計	585	8,440,000		小計	229	3,080,535	814	11,520,535
26 年 度 分	土地所有者	0	0	26 年 度 分	土地所有者	333	3,330,000	333	3,330,000
	家屋所有者	1	20,000		家屋所有者	261	5,220,000	262	5,240,000
	分納者	0	0		分納者	3	25,000	3	25,000
	利息		0		利息		0		0
	小計	1	20,000		小計	597	8,575,000	598	8,595,000
27 年	土地所有者	0	0	27 年	土地所有者	0	0	0	0
	家屋所有者	2	40,000		家屋所有者	1	20,000	3	60,000

度 以 降	分納者	0	0	度 以 降	分納者		0		0	0	
	利息		0		利息		0			0	0
	小計	2	40,000		小計	1	20,000			3	60,000
合計		588	8,500,000	合計		827	11,675,535		1,415	20,175,535	

(3) 今期準備金の支出及び残高は、

- ・別荘地入口幹線道路の改修舗装工事…………… 1, 440, 000円
 - ・21号線水道管入替工事…………… 4, 400, 140円
 - ・U字溝、排水柵入替工事…………… 2, 000, 000円
 - ・第二配水池ポンプ、制御盤入替工事…………… 2, 505, 840円
- 合計 10, 345, 980円

残高は、25年度準備金内で、1, 044, 555円、全体の準備金内で、9, 825, 555円となります。
26年度の運用に関しては、第3号議案にて提案します。

V 支出の重点化

資産価値向上のため「一般会計予算」と、昨年の総会で承認頂いた「準備金運用計画」をもとに施策を行ってまいりましたが、下記項目につき多額の支出が発生しました。

1 水道設備維持管理費

① 幹線道路、0 (2回)、1、8、21、22 (2回)、23 (2回)、27、28の各号線で合計11回の水道管及び止水栓からの漏水事故が発生し多額の補修工事となりました。(費用約300万、前年とはほぼ同額)
水道設備設置から30年以上経過しており、今後も同様の事故が発生すると予測されます。

② 第2貯水地、ポンプ室圧送室、第2配水地、各設備の補修工事を実施しました。(費用136万)

2 防災環境改善費

大雪に対応し塩化カルシュウム(融雪剤)の大量購入(43万)、除雪車燃料の使用増加と燃料費及びオイル代の高騰、電気料金の値上げ等によるものです。

3 道路保守費

準備金使用工事とは別に幹線道路補修、0、3号線集水柵、21号線陥没、27号線土留め、28号線横断溝等の改修舗装工事を実施しました。(費用388万)

4 機械設備維持管理費

コピー機が経年劣化し支障が生じておりましたので新機種に交換しました。費用(41万)

5 通信費、交通費、総会費、雑費等につきましては極力圧縮に努めました。

6 次年度以降も突発と多発を繰り返す漏水事故、温暖化による大雨大雪に対応した道路保守、等が求められており「緊急を要する支出」と長期計画に基づいた「諸設備準備金の支出」が必要であると考えます。

VI 地域・会員の交流促進

1 野菜市の開催

毎年地元平井地区の農家の方々から新鮮野菜を出品して戴き野菜市を開催していますが、本年度も7・8月に6回開催し親睦を図ることが出来ました。天候等により品種や量にばらつきはありますが、来期も実施予定ですので多数ご参加下さい。尚、売上金は全額出荷農家に還元しております。

2 うぐいす米作り活動

5年は続けよう、と始めた米作り、今年はその5年目の年でした。19区画、約40名の参加でした。

天候の関係で、脱穀の日程を翌日に延期しましたが、作業の手順にも慣れ、片付けの作業も段取りよく短時間で終了することが出来ました。

無農薬、手作りの米作り、今年もおいしく戴くことが出来ました。

指導者の藤巻さんから、約束の5年間、続けることが出来てよかった、と閉めの挨拶があり、参加者から、もっと続けてほしいという声もありましたが、指導者の健康上の問題もあり、約束通り今年で終了する事になりました。平井地区からの参加者との交流、オーナー同士の交流も深まって有意義な企画だったと思います。

3 広報活動

(1) うぐいすの森自治会ホーム・ページの維持管理、支援ブログにて、うぐいす米作り・野菜市の開催状況・ゴミ処理問題・季節の便りなどをご案内させて頂きました。

(2) 10月に、自治会・理事会の活動状況をまとめ、紙ベース広報を会員に配布しました。

平成26年度事業計画案

I ライフラインとインフラの整備

1 水道給水設備の維持管理

- (1) 給水設備を適切に管理し、給水能力の維持に努めます。
- (2) 風水害・地震等の災害に対応及び対策を講じます。

2 漏水対策

- (1) 工事仕様基準による改修工事を推進します。
- (2) 設備更新方針・計画を策定し、資力に見合う実施計画を策定・検討し実施します。

3 道路等整備・補修

- (1) 道路・公園の整備・補修を推進します。
- (2) 公園、狭道箇所等の補修を推進します。

4 ゴミ対策

- (1) ゴミ集積場の改善をおこなうと共に、会員への意識向上のための情報提供を継続し、ゴミ管理に関する費用の軽減化を図ります。

II 環境整備の推進

- 1 除草・落葉清掃作業を実施します。
- 2 道路沿の樹木の整備及び私有地内危険樹木の所有者に対する整備奨励を推進します。
- 3 除雪作業を実施します。
- 4 排水柵・排水管・土砂流出が予想される箇所の防堤の改修整備を推進します。
- 5 残土・小枝・木材置場の整備を推進します。

III 財政の健全化

1 管理費納入の安定化

- (1) 管理費等の管理強化を継続して推進します。
- (2) 非自治会員の「自治会員化」、加入督促を重点的に推進します。

2 新水道利用料金体系の維持

- (1) 新規に独立採算性をとる水道利用料金会計を効果的に運用していきます。
- (2) 自治会員・非自治会員の区分による水道料金の二段構えの請求を実施していきます。

IV 諸設備補修準備金の効果的運用

運用指針及び中期運用計画に基づいた効果的運用を実施します。

V 地域・会員の交流促進

- 1 野菜市の開催
- 2 広報活動の推進
(ホームページ・紙ベースにより情報の発信を推進します)

平成26年度諸設備補修準備金の運用に関して

[1] 平成26年度の運用計画

(1) 計画の内容

項目	運用計画内容	金額(単位千円)	備考
水道給水設備	ポンプ関係	1. 第二配水池 給水圧力ポンプ交換	526
	制御盤配線整備	2. 第一中継機場 送水ポンプ用制御盤交換	1325
	小 計		1,999
道路関連設備	道路補修工事	3. 22、24号線道路改修舗装工事	4,500
		4. マンホール撤去工事(全9箇所)	1,436
		5. 雪害対策復旧工事	3,000
	U字溝排水柵	6. 第二期U字溝・排水柵改修工事(全五期) (幹線・1、3、5、7、8、百景台号線の各一部)	2,200
	小 計		11,136
合 計		13,135	

(2) 計画策定の基調

- <1> 昨年度の通常総会において承認戴いた『準備金運用指針』及び『中期運用計画』に基づき、本年度の計画を策定しました。
- <2> 本年2月の大雪による道路破損個所の復旧を講ずるために、対策費用を計上します。
復旧を要する個所は総合的に考慮して優先順位を決めて対処していきます。

≪昨年の総会でご承認戴いた『準備金運用指針』及び『中期運用計画』≫

[1] 準備金運用の指針

**別荘地の資産価値を高めるために、
うぐいすの森の主要(基幹)施設・設備の機能を高め・付加するために使途する。**

<<解説>>

1. 劣化しつつある施設・設備を、更新を含めて交換・修理等を行うことによって、その機能をUPする。
2. 大規模で費用が嵩む事故の復旧工事の場合、その費用の一部を支援する。
3. 施設・設備の、日々・月々・年々のメンテナンスに係る費用は単年度予算にて賄う。

[[指針をより具体化すると]]

<水道給水設備に関して>

1. 揚水装置・送水管・貯水槽等の設備を計画的に更新する。
2. 給水管を重点的・計画的に更新する。
3. 別荘地区内に新たな水源揚水装置(揚水井戸)を設置する可能性を検討する。

<道路及び関連設備に関して>

1. 道路の舗装・補修を計画的に実施する。
2. U字溝・排水柵の補修・更新を計画的に実施する。
3. 道路崩壊を防止するための護岸擁壁工事を検討・実施する。

*道路補修工事と水道給水設備工事を同一場所で行い経費の節減と効率化を図る。

<その他の設備に関して>

1. 環境改善の為の対策を計画的に実施する。

[2] 中期(3年～5年)運用計画

≪水道給水設備に関して≫

<ポンプに関して>…… <水源地>～<第二貯水槽>の各施設に設置してある井戸ポンプ・揚水ポンプ・圧力ポンプ等の各種ポンプを異常ポンプ及び設置時期の古い順から逐次オーバーホール乃至は交換する

<制御盤に関して>…… <水源地>～<第二貯水槽>の各施設に設置してある制御盤を設置時期の古い順から逐次交換し必要な個所に新設する

<配線整備に関して>…… 塩素装置を設置してある第一貯水槽の配電盤を整備更新する

<配水管に関して>…… 漏水個所が多発する給水管を計画的に交換する(計画的道路補修が実施される個所の)給水管を計画的に交換する

≪道路及び関連設備に関して≫

<道路補修に関して>…… 補修・舗装が必要な道路を計画的に改修工事を実施する

<U字溝・柵に関して>… 別荘地区を五区画に分けて、U字溝・排水柵の補修を逐次行う

≪道路及び関連設備に関して≫

<環境改善に関して>…… 環境改善の為の対策を計画的に実施する。

水道利用料金改定について

[1]料金改定の内容

〈1〉自治会員の場合

現 行		改 定 案	
基本料金	1,600円/月	基本料金	2,100円/月 (25,200円/年)
基本流量	10m3/月まで	基本流量	1 m3/月まで (12 m3/年まで)
従量料金 /月/m3	超 1m3につき100円	従量料金 /月・年/m3	超 1m3につき 120円

〈2〉非自治会員の場合

現 行		改 定 案	
基本料金	6,000円/月	基本料金	6,000円/月 (72,000円/年)
基本流量	10m3/月まで	基本流量	1m3/月まで (12 m3/年まで)
従量料金 /月/m3	超 10m3につき1,000円	従量料金 /月・年/m3	超 1m3につき 1,000円

[2]料金改定実施の時期と請求・支払に関して

〈1〉『平成26年 11月分使用の水道利用料金から改定実施する』

〈2〉利用料金の請求は、

◎毎年11月検針に基づき翌年2月請求とします。 ⇒⇒年1回の請求

*切替時の調整請求は次の通りとします。

年月	24/5.	24/11.	25/2.	25/5.	25/8.	25/11.	26/2.	26/5.	26/8.	26/11.	27/2.	27/11.	28/2.			
事項	検針	検針	請求	検針	請求	検針	請求	検針	請求	検針	請求	検針	請求			
年一回 支払の方	←		→		●					●		●				
	(基本料金のみ⇒)		←						←	●		→	●			
		(従量料金のみ⇒)		←						→	●					
半年払 いの方	←		→		●											
					←	→	●									
											(26年11月分以降は、年一度の請求となります⇒⇒)		←	→	●	

〈2〉利用料金の支払いは、

◎一括支払いが理想ですが

◎2回～4回に分割しての支払も受け付けます。 ⇒⇒支払い時の領収書の保管をお願いします。

[3]料金改定の理由

〈1〉赤字解消を実行するため。

- ・数年来の総会に提出される収支決算報告書でもお解りのとおり、ここ3～4年の水道料金会計は『赤字』が常態化しています。
- ・しかも、利用料金収入の約7割は、「水を汲み上げ配水する」ことに消費されています。
- ・設置後約40年近く経つ水道設備の老朽化は甚だしく、漏水工事や設備補修工事費用が必然的に発生しています。
- ・本来『受益者負担の原則』から、一般管理費・自治会費会計とは分離して独立させて運用することが必要でしたが、従前から一般管理費等と併せて運用してきた経緯があります。このことが管理施策の実行範囲を狭めていたとも言えます。

〈2〉水道利用料金会計の独立採算性を確保するため。

- ・従って、今回の値上げを機に「水道利用料金」を分離独立させて運用していきます。

とは言え水道事業は家屋所有者のみが管理運用費用負担の任を負うものでもなく、土地所有者は「将来水道水の安定的な給水を受けるための一定の管理運用責任」を負うこととなります。

土地所有者の負担する管理運用費用は納入して頂いた管理費を含め、全体の管理費の中から一定額を限度に、『水道利用料金会計への援助金』として支援する形をとります。

[4]参考資料

〈1〉各水道利用者が使用する水道量を毎年の検針データから算出してみました。過去3年間と直近1年間を対比しますと、ほぼ同じ傾向です。

〈2〉その実態は次の通りです。(24年6月～25年5月の1年間 水道料金請求対象者数 345戸)

	超120m3	119～84	83～60	59～36	35～12	12m3未満
戸数	26	18	20	27	74	180